



マイナーバー特集

マイナンバーは受け取りましたが？

**個人番号カードを
申請しましょう**

マイナンバーをお知らせする「通知カード」は、10月から11月にかけて皆様へ送付しましたが、受け取り

不在などで受け取りできなかつた方の「通知カード」は役場で保管しています。受け取つていなゐ方は、町民生活課へお問い合わせのうえ、早急に受け取つてくれださい。

- マイナンバーの提供を求めることができる者（国の行政機関や町、勤務先など）以外は、提供を求めるることはできません。
- マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようになります。
- 「通知カード」は大切に保管してください。

個人番号カードは、平成28年1月以降に交付します。

②オンラインで申請
顔写真を撮影し、スマートフォンやパソコンで申請用サイトから顔写真を添付して送信

①郵送で申請
個人番号カード交付申請書（通知カードに付いています）に顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵送

身分証明書として利用でき、行政手続きに便利な「個人番号カード」を取得しましょう。

マイナンバーは
こんな場面で使います

マイナンバーは、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用が始まります。

マイナンバーを使うときは、
は、『なりすまし』を防ぐ
ため、本人確認をします。
本人確認は、「身元確認」

役場に健康保険などの手続きで来庁される場合は、本人確認に必要なものを必ず持参してください。

マイナンバーを使つ手続きは法令で定められています

役場で

- 住民票の異動（転居など）
- 国保や後期高齢者医療の手手続き
- 介護保険の手続き
- 税金関係の手続き

子育て

- 妊娠の届出
- 出産育児一時金の申請
- 児童手当の申請

- 勤務先に(パート・アルバイトを含む)
- 源泉徴収票、雇用保険・健康保険の手続き
- 扶養控除等(異動)申告書など税務関係書類

個人番号カードを持つている場合

マイナンバーと顔写真が付いているので、個人番号カード1枚で身元確認と采号確認ができます。

個人番号カードを持つていない場合

②健康保険証、年金手帳、
預金通帳などを2点

**マイナンバーを使うときは
本人確認が必要です**

役場の手続きには
マイナンバーを持つて



マイナンバー制度のお問い合わせ

▽マイナンバー総合フリーダイヤル（国のコールセンター・通話無料）

①運転免許証、障害者手帳、パスポートなど顔写真付きの公的証明書類を 1点

②健康保険証、年金手帳、預金通帳などを2点

③が無い場合は

番号確認
通知カード

▽役場 政策財政課